

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関する Q&A  
(改訂の概要)

1. 概要

令和4年8月9日以降に傷病手当金支給申請書の受付から、当面の間、臨時的な取り扱いとして次の運用を行うこととされた。なお、運用を変更する場合は、あらためてお知らせします。

2. 臨時的運用について

・当該期間、被保険者が療養のため労務に服さなかった旨を事業主が証明

・医師の意見書の添付は不要

・医療機関への受診を行わず、医師の意見書を添付できない場合  
支給申請書にその旨を記載することは不要

3. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関する Q&A の取扱いについて

・Q4・Q5・Q11・Q14及び Q15 の取扱いは、「2.臨時的運用について」のとおり。